

毎週月・水・金曜日発行

富 山 県 報

平成20年 1 月 9 日

水 曜 日

第 2832 号

目 次

告 示	
指定障害福祉サービス事業者の指定	1
保安林の指定予定	
指定管理者の指定	3
堤防と道路との兼用工作物の管理	
公 告	
平成19年度富山県井波木彫刻技能審査の実施	4

告 示

富山県告示第 7 号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第36条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第 1 号の規定により公示する。

平成20年 1 月 9 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
短期入所	平成20年 1 月 1 日	1611900190	社会福祉法人喜寿会	富山県射水市七美 891 番地	七美ことぶき苑短期入所生活介護事業所	富山県射水市七美 891 番地

富山県告示第 8 号

保安林の指定予定について

次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第 249号）

第30条の 2 の規定により告示する。

平成20年 1 月 9 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県中新川郡上市町伊折字上原15の 6 ・ 15の 7 ・ 15の11 ・ 15の15 ・ 16の 8 から16の11まで ・ 17の 2 ・ 17の 4 から17の 6 まで ・ 17の11 ・ 20の 2 から20の 4 まで ・ 21の13 ・ 21の14（以上18筆について次の図に示す部分に限る。）、3の 1 から3の 6 まで、3の 8、3の10から3の17まで、3の20から3の23まで、3の25から3の31まで、3の35、4の 1、4の 2、4の 4、4の 6、4の 8 から4の11まで、4の13から4の17まで、4の21から4の28まで、4の30、4の 32、4の33、4の35から4の41まで、4の43から4の46まで、4の48から4の 53まで、4の55、4の56、5の 1 から5の 7 まで、5の 9 から5の13まで、5 の15から5の17まで、6の 2、6の 3、6の 5 から6の 7 まで、7の 1 から7 の6まで、8の 1、8の 3 から8の 8 まで、8の11から8の15まで、8の17か ら8の23まで、8の25から8の35まで、8の37から8の46まで、9の 1、9の 2、9の 4 から9の24まで、10の 1、10の 2、12の 1 から12の 4 まで、12の 6 から12の13まで、13の 2 から13の18まで、13の20、14の 1 から14の16まで、15 の 1 から15の 5 まで、15の 8、15の 9、15の13、15の16から15の18まで、15の 20から15の22まで、15の24から15の26まで、16の 1 から16の 7 まで、16の12、17の 1、17の 3、17の 7 から17の10まで、18の10、18の11、18の15、19の 1、19の 2、19の 4 から19の12まで、19の14、19の15、20の 8 から20の10まで、20 の12、20の14から20の17まで、21の 1 から21の 5 まで、21の 8 から21の11まで、21の16、24の 4 から24の11まで、24の13、102の 8 から102の25まで、102の28 から102の44まで、字寸坂414の10から414の13まで、415の 1 から415の 3 まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村

に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び上市町役場に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第 9 号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年富山県条例第 4 号)第12条の規定により告示する。

平成20年 1 月 9 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県中央植物園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人花と緑の銀行 富山市婦中町上轡田42番地

3 指定の期間

平成20年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

富山県告示第10号

堤防と道路との兼用工作物の管理について

河川法(昭和39年法律第 167号)第17条第 1 項の規定により次のとおり堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第 2 項の規定により公示する。

関係図書は、富山県土木部河川課及び富山県高岡土木センター小矢部土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年 1 月 9 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 河川の名称

一級河川小矢部川水系中川

2 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

3 河川管理施設の位置

小矢部市石王丸997番

4 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 道路管理者 小矢部市

住所 小矢部市本町 1 番 1 号

5 管理の内容

道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持及び修繕

路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1.0メートルまでの範囲内にあるものの維持

原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成20年 1 月 9 日から道路の存続する日まで

公 告

平成19年度富山県井波木彫刻技能審査の実施

平成19年度富山県井波木彫刻技能審査を次のとおり実施する。

平成20年 1 月 9 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 等級の区分

1 級及び 2 級

2 審査の期日及び場所

期日 平成20年2月14日(木)及び同月15日(金)の2日間

場所 南砺市井波 700番地の 111

井波木彫刻工芸高等職業訓練校

3 審査の方法

学科試験及び実技試験(写生及び彫刻)

4 受験手続

平成20年1月9日(水)から同月22日(火)までに、南砺市北川 733番地(〒932-0226)井波彫刻協同組合に受験申請書を提出すること。

なお、郵送による場合は、平成20年1月22日(火)までの消印のあるもの限り有効とする。

5 その他

詳細については、井波彫刻協同組合(電話0763-82-5179)又は富山県商工労働部職業能力開発課(電話076-444-3260)に問い合わせること。